

東京都の最低賃金は据え置き 埼玉・千葉は2円引き上げ

最低賃金は、中央最低賃金審議会（厚労相の諮問機関）が、地域の経済情勢などを勘案して毎年目安を提示し、この目安を基に各都道府県に置かれた地方最低賃金審議会で引き上げ額を決め、労働局長に答申され金額が決定されます。

平成 28 年度から昨年度まで連続で引き上げられてきましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響なども考慮され、中央最低賃金審議会が目安を示しませんでした。

● 東京都最低賃金 1,013 円（据え置き）

地域別最低賃金は、パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、セーフティネットとして各都道府県内の事業場で働くすべての労働者（当該都道府県内の事業場に派遣中の労働者を含みます。）とその使用者に適用されます。一部の業種については別に定める特定（産業別）最低賃金が適用されます。

【近接各県の最低賃金】（ ）内は前年

- 埼玉県 928 円 （926 円）
- 千葉県 925 円 （923 円）
- 神奈川県 1,012 円 （1,011 円）
- 山梨県 838 円 （837 円）

発効日はいずれも令和 2 年 10 月 1 日

[最低賃金特設サイト](#)

🔍 検索



【最低賃金制度とは】（厚生労働省 HP より）

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

したがって、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。また、地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、最低賃金法に罰則（50万円以下の罰金）が定められ、特定（産業別）最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、労働基準法に罰則（30万円以下の罰金）が定められています。

「業務改善助成金」のご案内

厚生労働省

「業務改善助成金」は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資（機械設備、POS システム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

- 活用事例は HP をご覧ください。

[最低賃金引上げ 支援事業](#)

[Q 検索](#)



概要

【事業場所在地が東京都内及び近県の場合】（最低賃金が 850 円以上の地域）

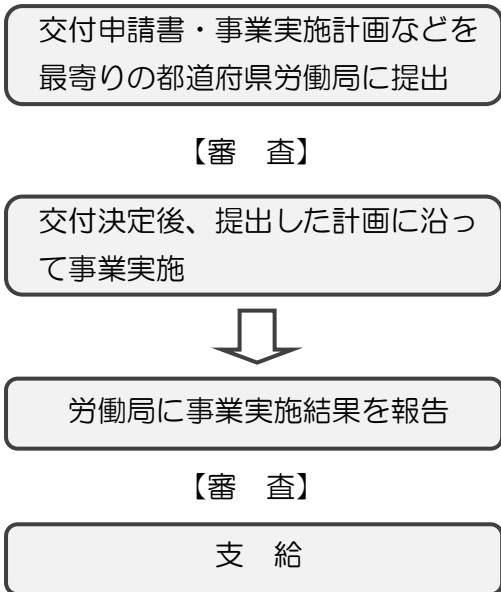
※申請期限：令和 3 年 1 月 29 日

コース区分	引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30 円コース	25 円以上	1 人	30 万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ● 事業場内最低賃金と地域内最低賃金の差額が 30 円以内 ● 事業場規模 100 人以下	【事業場内最低賃金 850 円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は（※） 4/5
		2~3 人	50 万円		
		4~6 人	70 万円		
		7 人以上	100 万円		
60 円コース	25 円以上	1 人	30 万円		
		2~3 人	50 万円		
		4~6 人	70 万円		
		7 人以上	100 万円		
90 円コース	25 円以上	1 人	30 万円		
		2~3 人	50 万円		
		4~6 人	70 万円		
		7 人以上	100 万円		

（※）ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者 1 人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その 3 年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

◆ 助成金至急までの流れ



- ※ 前年度までに同様の助成金を活用した事業場も対象になります。
- ※ 予算上限に達したときは申請期間内に終了する場合があります。

● お問い合わせ

全国 47 都道府県の「働き方改革推進支援センター」または
「東京働き方改革推進支援センター」〈西新宿 1-22-2 新宿サンエービル 1 階〉

電話 0120-232-865

東京働き方改革推進支援センター

Q 検索



● 申請窓口 事業場が所在する都道府県労働局の雇用環境・均等部（室）

都内の場合：東京労働局企画課助成金担当：電話 03-6893-1100



関連融資 のご案内

『働き方改革推進支援資金』

働き方改革推進支援資金

Q 検索

日本政策金融公庫〈国民生活事業・中小企業事業〉

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳細は、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

◆日本政策金融公庫池袋支店（中小企業事業） 電話：03-3986-1261

◆日本政策金融公庫板橋支店（国民生活事業） 電話：03-3964-1811



『令和2年度 豊島・板橋・練馬地区安全衛生推進大会』

資料同封

特別講演に株式会社 TOK（志村支部）の吉川桂介社長が登場！

● 日 時 令和2年 11 月 10 日（火） 13 時 30 分 ～ 16 時 30 分 ※マスクをご着用ください。

● 会 場 としま区民センター 8 階 多目的ホール(旧豊島区役所裏 会場が変更になっています。)

【主催】池袋労働基準監督署／（一社）池袋労働基準協会／建設業労働災害防止協会東京支部 豊島 板橋 練馬分会

【協賛】（一社）豊島産業協会／（一社）板橋産業連合会／（一社）練馬産業連合会

（一社）東京都トラック協会豊島支部／（一社）都トラック協会板橋支部／（一社）都トラック協会練馬支部

【賛助】池袋労働基準監督署管内木造等家屋建築工事労働災害防止協議会／幾袋ハイヤー・タクシー労務管理研究会

東京都・板橋区 医工連携交流会 板橋区内3病院合同開催

帝京大学医学部附属病院・東京都健康長寿医療センター・日本大学医学部附属板橋病院

オンラインミーティングシステム ZOOM で開催

〈東京都・東京都医工連携 HUB 機構・板橋区・板橋区産業振興公社〉

医療従事者、医療機器製販企業、ものづくり企業の3者をオンラインミーティングシステム ZOOM で結んで開催します。

板橋区内に立地する帝京大学医学部附属病院、東京都健康長寿医療センター、日本大学医学部附属病院との合同開催になります。「新しい日常」を踏まえた新形式の交流会です。

医療機器産業の実情を知るチャンスです。医療機器産業に興味のある方、参入をお考えの方のご参加をお待ちしています。

■開催概要

【日 時】令和2年11月12日(木)
14時～16時15分(予定)
オンラインミーティングシステム
ZOOM を使用します。

【参加費】無料

【主催】東京都・東京都医工連携 HUB 機構
板橋区・板橋区産業振興公社

【対象者】製販企業、ものづくり企業など

■問い合わせ

公益財団法人 板橋区産業振興公社
事業第1グループ

mail: khk@itabashi-kohsha.com

電話: 03-3579-2192

FAX: 03-3963-6441

板橋公社 医工連携交流会



■プログラム

14:00～14:10

開会・イントロダクション
柏野聡彦 東京都医工連携 HUB
機構プロジェクトマネージャー

14:10～16:10

臨床ニーズ発表会
3医療機関の医療者より、数テーマずつ計 15 テーマ程度の発表を
予定

◆ニーズ発表とあわせて板橋区内の
ものづくり企業の PR をおこないます。

16:10～16:15

閉会挨拶
許 俊鋭 東京都健康長寿医療セ
ンターセンター長

■問い合わせ・申込み

東京都医工連携 HUB 機構

電話: 03-5201-7321

FAX: 03-5201-7322

mail: info@ikou-hub.tokyo

〈お申込みは HUB 機構 HP から〉

HUB 機構 3病院交流会



都立北豊島工業高校生徒の長期就業訓練受け入れ企業の募集

城北地域に多くの人材を輩出してきた東京都立北豊島工業高校が、生徒の長期就業訓練（デュアルシステム）・職場体験（インターンシップ）の受け入れ企業様を探しています。

令和3年度に実施する長期就業訓練の応募締め切りは12月11日（来月実施する3日間の職場体験は10月2日）となっています。ご協力可能な企業様は、ぜひお問い合わせください。

■デュアルシステム（長期就業訓練）

- 実施期間 令和3年4月～令和4年3月（8月、年末年始等を除く）週1回8時間（木曜日）
- 募集企業 総合技術科（機械設計コース、機械制御コース、自動車コース、電気コース、電子情報コース）で学ぶ生徒が技術を習得できる企業
- 実施学年 3年生の希望する生徒（令和元年度入学生）
- 企業訓練
 - ・社員の方と同様の時間帯で就業します。
 - ・授業の一環のため報酬は不要です。
 - ・交通費・昼食代は自己負担になります。
- 補償制度 生徒がケガをした場合や受け入れ先企業に損害を与えた場合に備え、保険に加入します。公益財団法人産業教育振興中央会の「インターンシップ・ボランティア等体験活動」保険、日本体育・学校健康センターの保険
- 受入回答 令和2年12月11日（金）

■事前指導などの対応について

- 学校では生徒に対して以下の指導を徹底します。
 - ・1年次の授業で、社会人として必要なマナー、労働安全衛生などの教育を行います。
 - ・就業訓練開始前に担当教員が企業を訪問し、訓練方法や生活指導等を打ち合わせるとともに、就業訓練中には随時企業を訪問し、打ち合わせのほか、生徒の個別指導等を行います。
- 企業の皆様には以下のご配慮をお願いします。
 - ・長期就業訓練は、生徒本人の意向と学校の判断で受け入れ企業と協定を締結して実施します。
 - ・訓練期間中に、生徒が記入する「実習ノート」の確認をお願いします。
 - ・学校側と協議しながら就業訓練プログラムを実施していくため、学校との連絡体制の整備をお願いします。

デュアルシステムとは

◆産業界と学校のパートナーシップを深め、協同して人材育成を行う新しい職業教育システムです。

◆高校生が在学中に、通常のインターンシップよりも長期の就業訓練を通して、企業や産業界が必要とする実践的な技能・技術を身に付け、企業と生徒双方が合意すれば、卒業後にその企業へ就職することも可能とするシステムです。

生徒側は生きた技能の習得、企業側は人材確保につながるなど、双方にメリットのある仕組みです。



※3日間のインターンシップの募集締め切りは10月2日（金）までです。

■詳細・ご応募方法等は同校ホームページをご覧ください。

東京都立北豊島工業高校
電話：03-3963-4331



都立北豊島 就業体験

検索

設備投資助成金

〈公益財団法人東京都中小企業振興公社〉

最新機械設備の購入経費の一部を助成します！

最大
1億円

助成対象者

- ◆ 2020年10月1日現在で東京都内に登記簿上の本店又は支店があり、都内で2年以上事業を継続している中小企業者等

助成率 助成限度額

事業区分※1		申請者区分	助成率	助成限度額	助成下限額
①競争力強化	中小企業者	A	1/2 以内	1 億円	100 万円
	小規模企業者※2	B	2/3 以内	3 千万円	
②成長産業分野		C	2/3 以内	1 億円	
③IoT・ロボット活用※3		D			
④後継者イノベーション		E			

※1 事業区分の詳細については募集要項をご参照ください。

※2 小規模企業者：常用従業員数が「製造業・その他」の場合は20人以下、「商業・サービス業」の場合は5人以下

※3 都公社が実施する「IoT、AI 導入前適正化診断」もしくは「ロボット導入前適正化診断」を終了し、診断結果に基づいた申請である場合、審査において加算があります。

助成対象期間

交付決定日の翌月1日から1年6か月間
(2021年4月1日～最長2022年9月30日)

助成対象経費

最新機械設備の購入経費

機械設置場所

東京都内及び首都圏（都外設置の場合は都内に本店があること）

助成対象事業

- ①競争力強化 更なる発展に向けて競争力強化を目指した事業展開に必要となる最新機械設備を新たに導入する事業
- ②成長産業分野 成長産業分野の「支援テーマ」に合致した事業展開に必要となる最新機械設備を新たに導入する事業
- ③IoT・ロボット活用 〈IoT化〉機械設備導入と同時にIoT化を進めるために必要となる最新機械設備を新たに導入する事業 〈ロボット導入〉産業用ロボット、サービスロボット等を購入して行う生産性向上に資する事業
- ④後継者イノベーション 事業承継を契機とした後継者によるイノベーションに必要となる最新機械設備を新たに購入する事業

《申請予約期間》

- 10月1日(木)～11月11日(水)

《申請書類提出期間(持参)》

- 11月17日(火)～11月25日(水)

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、申請者説明会は実施しません。

都公社 HP 上に説明動画を公開する予定です。(10月上旬予定)

詳細は都公社ホームページをご覧ください。



公社 革新的事業

検索

2020年4月1日から、 屋内は原則禁煙です

事業者の皆さま、禁煙化や喫煙専用室の設置等、ご対応をお願いいたします

受動喫煙対策は
お済みですか？

改正健康増進法と東京都受動喫煙防止条例が全面施行されています。
受動喫煙対策はお済みでしょうか。

飲食店 オフィス 商業施設 宿泊施設 遊技場



- ◆ 全ての施設において、原則屋内禁煙です。
- ◆ 基準を満たした喫煙室でのみ、喫煙が可能です。
- ◆ 喫煙室や喫煙できる場所には、20歳未満の方を立ち入らせることはできません。
- ◆ 施設の管理者には、喫煙してはいけない場所での喫煙器具・設備の撤去及び喫煙者への喫煙の中止等の依頼、施設内に喫煙場所を設ける場合の標識の掲示などの責務があります。
- ◆ 違反した場合、法・条例により罰則等の対象となる場合があります。

配慮義務 喫煙場所を設ける際は受動喫煙が起こらないように配慮しなければなりません。



《《《喫煙室設置等に関する専門 アドバイザーを派遣します。》》》

- 喫煙室を設置したいけど費用が心配…
 - すでに設置してある喫煙室について基準は満たしているのか…
- 専門アドバイザーを派遣して、施設の実情に合わせて、少ない経費でできる受動喫煙対策や、灰皿の設置場所等、無料で相談に乗ります。また、すでに設置してある喫煙室が、法的に基準を満たしているかの計測を行うことも可能です。

※中小飲食店や宿泊施設が対象の喫煙室設置等に関する補助金制度があります。

補助金に関するご相談はこちらまで ☎ 東京都産業労働局観光受入環境課 (03-5320-4627)

法律や都条例に基づく対策やご相談・専門アドバイザーの派遣のご利用は…

東京都受動喫煙防止相談窓口 ☎ 0570-069690 平日9時～17時45分

板橋区受動喫煙防止相談窓口 ☎ 03-3579-2707 平日8時30分～17時

会員異動状況 8月理事会報告より

区 分	2.3/31 現在数	2.4/1~8/27		2.8/27 現在数
		入会	退会	
板橋大山 支 部	119	0	7 (1)	111
清水前野 支 部	63	0	3	60
志村支部	63	0 (1)	0	63
坂下支部	117	0	4	114
徳丸成増 支 部	45	0	0	45
特別会員	6	0	2	4
計	413社	0社 (1)	16社 (1)	397社

() 内数字は支部間の異動

【16社の退会事由】

会社都合=12、事業廃止=2、事業所転出=2

Deluxe Milk Chocolate

販売開始のご案内

申込書同封

日本チョコレート工業協同組合が、数量限定でお届けする「デラックスミルクチョコレート」同組合のご厚意で今年も斡旋販売を行います。

お申し込みは同封のチラシのみとなりますのでご注意ください。

◆ 退会会員 16社 (順不同)

板橋大山支部：(株)コイシカワ、(有)祐伸社、(株)みずほ銀行、めぐるでんき(株)、(株)サンエープロセス、町田産業(株)、(有)町田工務店

清水前野支部：TAKEUCHI 不動産(株)、(株)デンテック、(株)伊藤製作所

坂下支部：東京色材工業(株)、(株)日本住設サービス、日本製鉄(株)、興亜産業(株)

特別会員：(株)Samurai CEO、(株)相田土居設計

支部間異動：板橋大山支部⇒坂下支部 (株)三栄社

板橋産連ビジネス英文講座 (オンラインでの参加も可能です)

11月12日より毎週木曜日に、文法を中心としたビジネス英文講座を開催します。開催日時は下表のとおりです。

仕事で海外の方と英語でメールのやり取りをされる方や英語でメール等のやり取りをしているが自信がない方、これから仕事で英語を使用される方など皆様のご参加をお待ちしております。

	Aクラス 時間：18：30～19：40	Bクラス 時間 19：50～21：00
開催日	11/12、19、26、12/3 (全4回、全て木曜日)	
定員	各クラス 定員10名 (先着順)	
受講料	会 員：無 料 (別途テキスト代 2,000 円がかかります) 一 般：3,000円 + 別途テキスト代 2,000 円	
締 切	10月30日 締切 (※人数に余裕のある場合は締切後も受け付けます。)	

■申し込み方法

同封のご案内または産連ホームページから申込書をダウンロードし、必要事項をご記入のうえFAX等で産連事務局にお申込みください。



● 今後の事業予定は決まり次第、産連ニュース、産連ホームページでお知らせします。

《板橋産連ニュースは、板橋区中小企業活性化事業補助金を活用して発行しています。》